

古物営業法における一部手続のオンライン化について

令和6年1月4日（木）午後0時から、警察行政手続サイトにより、オンライン申請等が可能となる古物営業法関係の対象手続は、次のとおりです。

★ オンライン申請等が可能な手続 ★

（今後変更される場合があります）

仮設店舗における営業の届出（古物営業法施行規則第14条の2）

※ 古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、仮設店舗の設置する場所を管轄する警察署へ提出するものに限ります。

「警察行政手続サイト」（【URL】<https://proc.npa.go.jp/>）

和歌山県警察のホームページの「相談・申請・手続き」中でもリンクさせていますので、御活用ください。

詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】

和歌山県警察本部生活安全企画課 許可等事務審査室
古物営業担当

電話番号 073-423-0110（代表）



和歌山県警察